

## 仕 様 書

1. 借入物品 自動体外式除細動器 (AED)

2. 数 量 2台

3. 借入期間 令和6年9月1日から令和11年8月31日

4. 納入及び保管場所

①日田市大字渡里 111 番地 1 日田玖珠広域消防組合消防本部 日田消防署  
TEL0973-24-2204

②玖珠郡玖珠町大字大隈 226 番地 5 日田玖珠広域消防組合消防本部 玖珠消防署  
TEL0973-72-2141

5. 付属品 (1台あたり)

- (1) 成人/小児用電極パッド 2個
- (2) バッテリー 1個
- (3) 救急セット (感染防止手袋、人工呼吸器用マスク、ハサミ、体毛処理具、タオル) 1組
- (4) キャリングケース (本体と上記付属品を一体として持ち運び可能なタイプ)

6. 性能等

- (1) すべて新品であること。
- (2) AED 本体及び電極パッドは医療用具として、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号)」(以下、「医薬品医療機器等法」) 上の承認を得ていること。
- (3) 日本版救急蘇生ガイドライン 2020 に準拠していること。
- (4) 日本語音声ガイダンスに連動して AED 本体の液晶画面又はアイコンの点滅により操作手順を示し、また、胸骨圧迫についても手の置き方、押す位置、リズム音を音声ガイダンス又は液晶画面により指示する機能を有すること。
- (5) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会から「耳マーク」の利用承認を得た機種であること。
- (6) 成人/小児モードを切り替える機能があり、成人/小児共通の電極パッドを使用できること。
- (7) セルフテスト機能を有し、設置者が操作することなく、機器本体が毎日自動的に日常点検を行い使用可能であるかをインジケータ等で目視にて確認できること。また、異常であった場合に、アラーム音等で周囲に知らせる機能を有する。
- (8) メモリー等の搭載があり、事後検証が可能があること。

## 7. 保守対応

- (1) AED 本体及び付属品に故障又は障害が発生した場合は、無償で修理し、その修理期間中は同等の代替品を無償で提供すること。また、交換が必要な場合は同等品と、無償で交換すること。
- (2) 「医薬品医療機器法上、添付が求められている文書」「取扱説明書」又は、「点検表」において、AED 本体のインジケータランプの目視による点検以外に機器を操作する日常点検を求めている場合は、無償で実施し、その都度点検結果を担当部署に書面で報告すること。
- (3) 消耗品交換作業及び保守については、大分県内メーカー・代理店対応可能とすること。

## 8. その他

- (1) 納入にあたり、納入場所ごとに操作説明員を派遣し、操作説明を行うこと。
- (2) 機器の日本語版マニュアルを添付すること。
- (3) 搬入、設置、取扱い説明及び既存物の撤去・処分、動産総合保険などの費用は、契約金額の中にすべて含まれるものとする。